

注 文 書

- 1 契約番号 2 0 2 5 0 0 0 8 8 2
- 2 件 名 令和 7 年度 社会体育施設定期清掃業務
(鎌田記念ホール 外)
- 3 場 所 大崎市鹿島台木間塚字福芦 335-1 外
- 4 期 間 契約締結日の翌日から
令和 8 年 3 月 1 9 日まで
- 5 別添書類
 - (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書
 - (3) 図面
- 6 担 当 課 大崎市教育委員会生涯学習課

仕 様 書

- 1 委 託 業 務 名 令和7年度 社会体育施設定期清掃業務（鎌田記念ホール 外）
- 2 委 託 業 務 場 所 鎌田記念ホール：大崎市鹿島台木間塚字福芦 335-1
鹿島台中央野球場：大崎市鹿島台木間塚字小谷地 371-3
鳴子スポーツセンター：大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣 85-2
- 3 業 務 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで
- 4 入 札 金 額 委託期間に係る総額（消費税抜き）とする
- 5 支 払 方 法 発注者と受注者とで別途協議の上決定するものとする
- 6 業 務 内 容
 - (1) 床面洗浄ワックス塗布業務
 - ① 一般的な事項
 - ア 床面洗浄ワックス塗布の回数は、下記一覧表のとおりとする。
 - イ 作業場所は下記のとおりとし、細部については施設管理する職員の指示に従い、確実に実施すること。
 - ② 清掃材料等
 - ア 作業に必要な水、電気等は無償で使用する。ただし、洗剤その他の機材、消耗品等は、委託業者の負担とする。
 - ③ 作業内容
 - ア 現在ある床面の素材により対応するものとし、床面の掃き拭きから、ワックスの剥離・洗浄を充分に行い、完全に乾いてからワックスをかけるものとする。
なお、ビニール系床の場合は、床面の掃き拭き、洗浄の塗布、ポリッシャーによる床面洗浄、汚水の除去、水拭き乾燥後、状況によりワックスの塗布を行う。
 - イ 清掃業務により、既存物等の破損をしないこと。
 - ウ 作業の安全については、充分留意すること。
 - ④ 清掃面積及び実施時期
 - ア 清掃場所及び面積 下記一覧表のとおり
 - イ 実施時期
 - 年2回の場合は、第1回目を契約締結日の翌日から令和7年10月31日までの指定をした日とし、第2回目は、令和7年11月1日から令和8年3月19日までの指定した日とする。年1回の場合は、指定した日とする。
 - ウ 実施時間
 - 作業時間は、施設利用のない日で、原則として、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

⑤ その他留意事項

- ア 作業に使用する機械・器具・諸材料は、床材等を損傷させることのないように良質なものを使用すること。
- イ 作業に使用する機械・器具・諸材料は、受託者の負担とする。
- ウ 作業員は、清潔な作業衣を着用すること。
- エ 作業中の危険防止に充分配慮するとともに、火気の取り扱いに注意すること。
- オ 作業中に不審に思われることに気付いたなら、速やかに委託者に連絡すること。

○床面洗浄ワックス塗布業務一覧表

施 設 名	床 仕 様	面 積	回数(年)
鎌田記念ホール	ビニール, 塩ビシート	1, 0 9 3 m ²	2 回
鹿島台中央野球場	ビニール	3 2 0 m ²	1 回
鳴子スポーツセンター	タイル	3 6 0 m ²	2 回

(2) 窓ガラス清掃業務

① 一般的な事項

- ア 窓ガラス清掃回数は、下記一覧表のとおりとする。
- イ 作業箇所は下記のとおりとし、細部については施設管理する職員の指示に従い、確実に実施すること。

② 清掃材料等

- ア 作業に必要な水、電気等は無償で使用させる。ただし、洗剤その他の機材、消耗品等は、業者の負担とする。

③ 作業内容

- ア 洗剤または、研磨剤にてガラスの汚れを完全に拭き取り、水拭きの後、清潔な乾布で仕上げ拭きをすること。
- イ 窓枠及びパテ止め等を汚損しないこと。
- ウ 作業の安全については、充分留意すること。

④ 清掃面積及び実施時期

- ア 清掃場所及び面積 下記一覧表のとおり
- イ 実施時期
契約締結日の翌日から令和8年3月19日までの指定した日とする。
- ウ 実施時間
作業時間は、施設利用のない日で、原則として、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

⑤ その他留意事項

- ア 作業に使用する機械・器具・諸材料は、床材等を損傷させることのないように良質なものを使用すること。
- イ 作業に使用する機械・器具・諸材料は、受託者の負担とする。
- ウ 作業員は、清潔な作業衣を着用すること。

- エ 作業中の危険防止に充分配慮するとともに、火気の取り扱いに注意すること。
- オ 作業中に不審に思われることに気付いたなら、速やかに委託者に連絡すること。

○窓ガラス清掃業務一覧表

施 設 名	面 積	回数（年）	備 考
鎌田記念ホール	1 8 3 m ²	1 回	高所
鹿島台中央野球場	6 9 m ²	1 回	
鳴子スポーツセンター	5 5 4 m ²	1 回	高所

7 本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

8 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

9 その他

- (1) 業務完了後に、給付完了通知書及び業務写真（各施設の施工前・施工中・施工後）を提出すること。また、区分払請求を行う場合にも作業完了報告書及び業務写真を提出すること。

令和7年度 社会体育施設定期清掃業務(鎌田記念ホール 外)

総括表

[illegible]

(宮城県大崎市)

[illegible]

令和7年度 社会体育施設定期清掃業務(鎌田記念ホール 外)

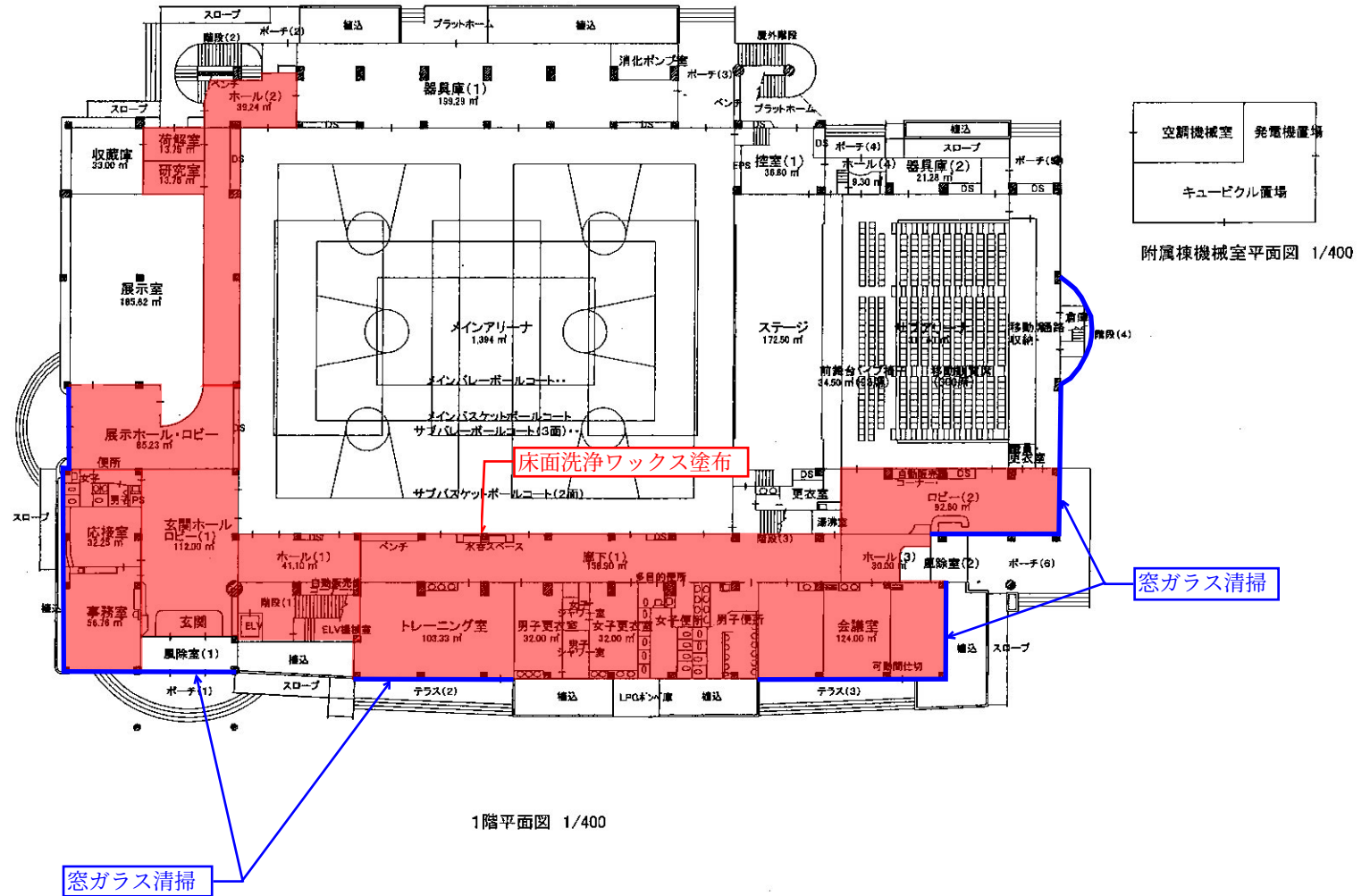
第2号内訳書(鳴子温泉地域)

[illegible]

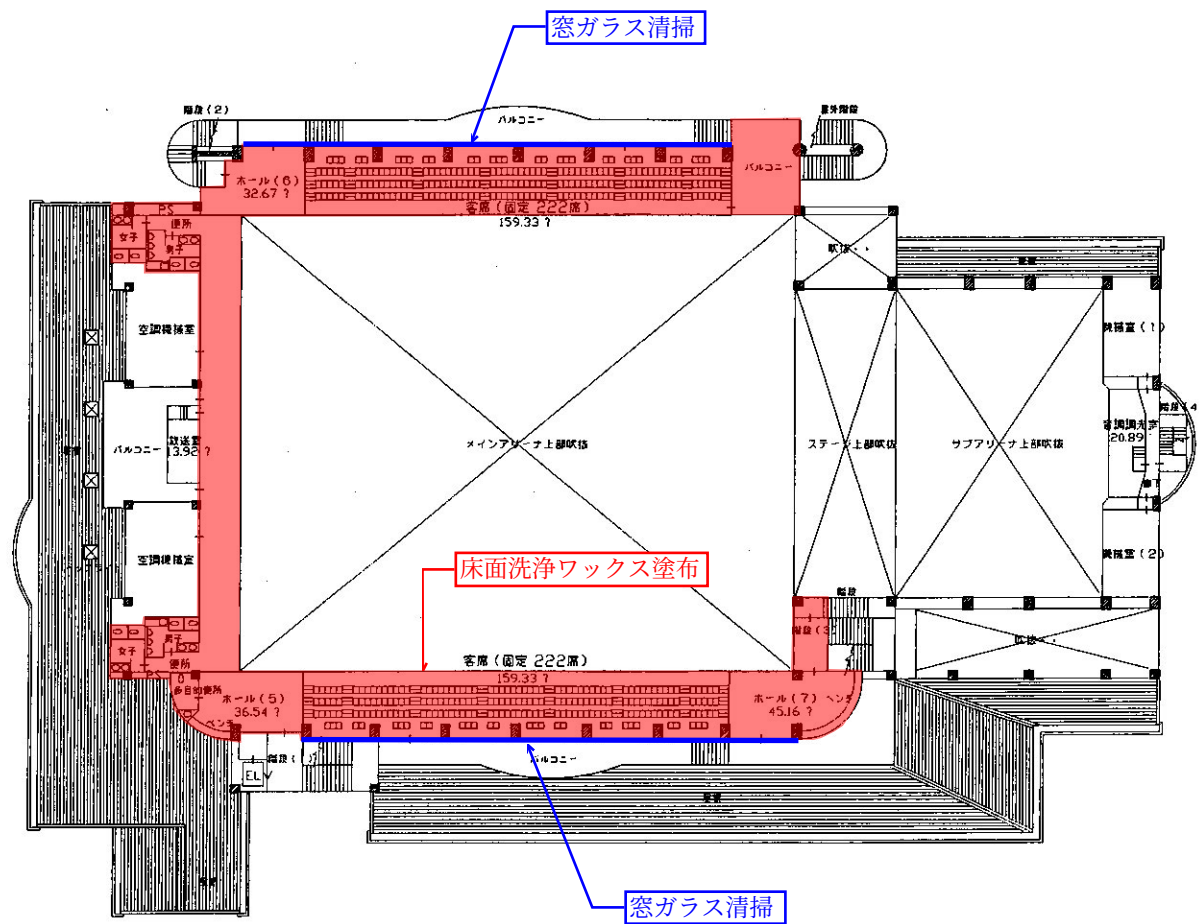
(宮城県大崎市)

鎌田記念ホール

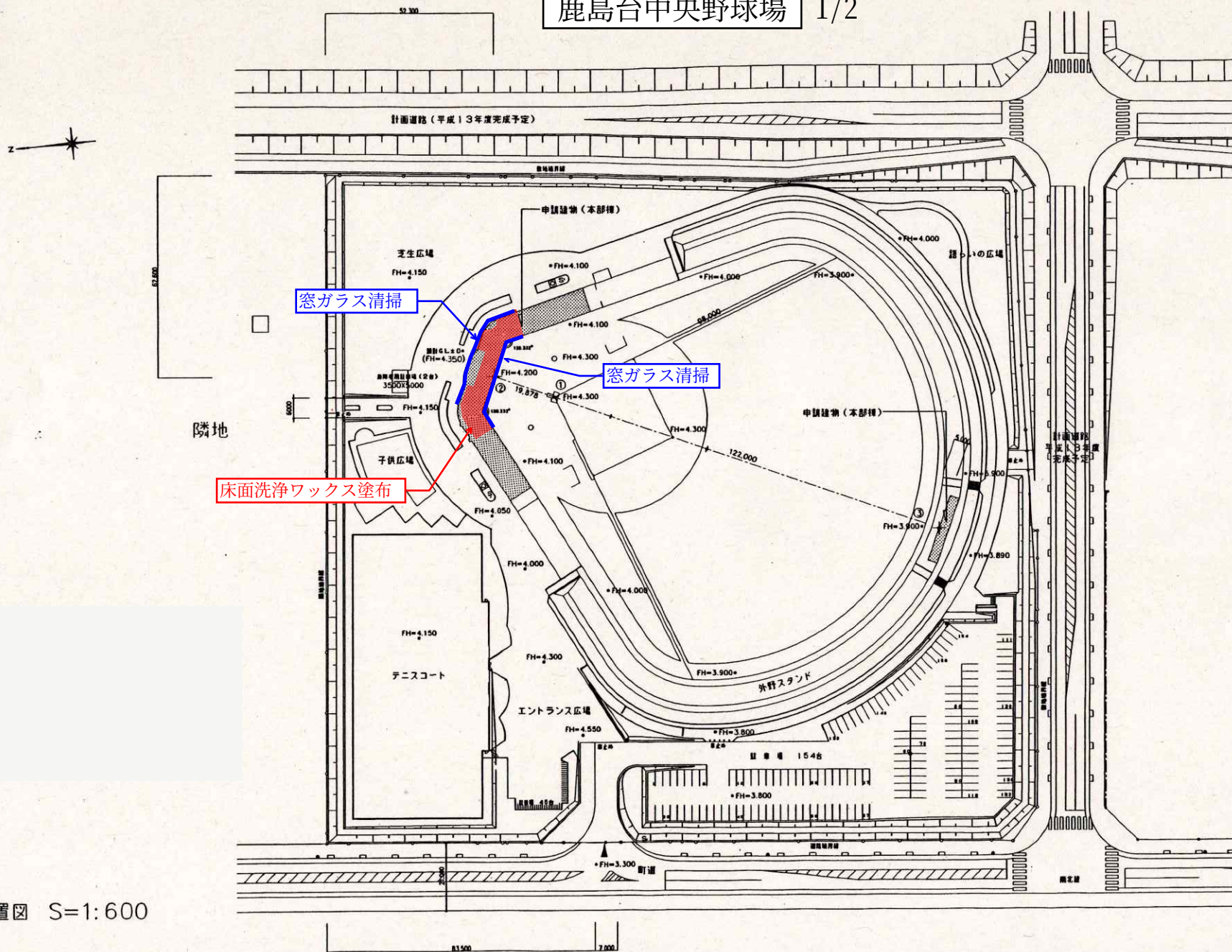
1/2



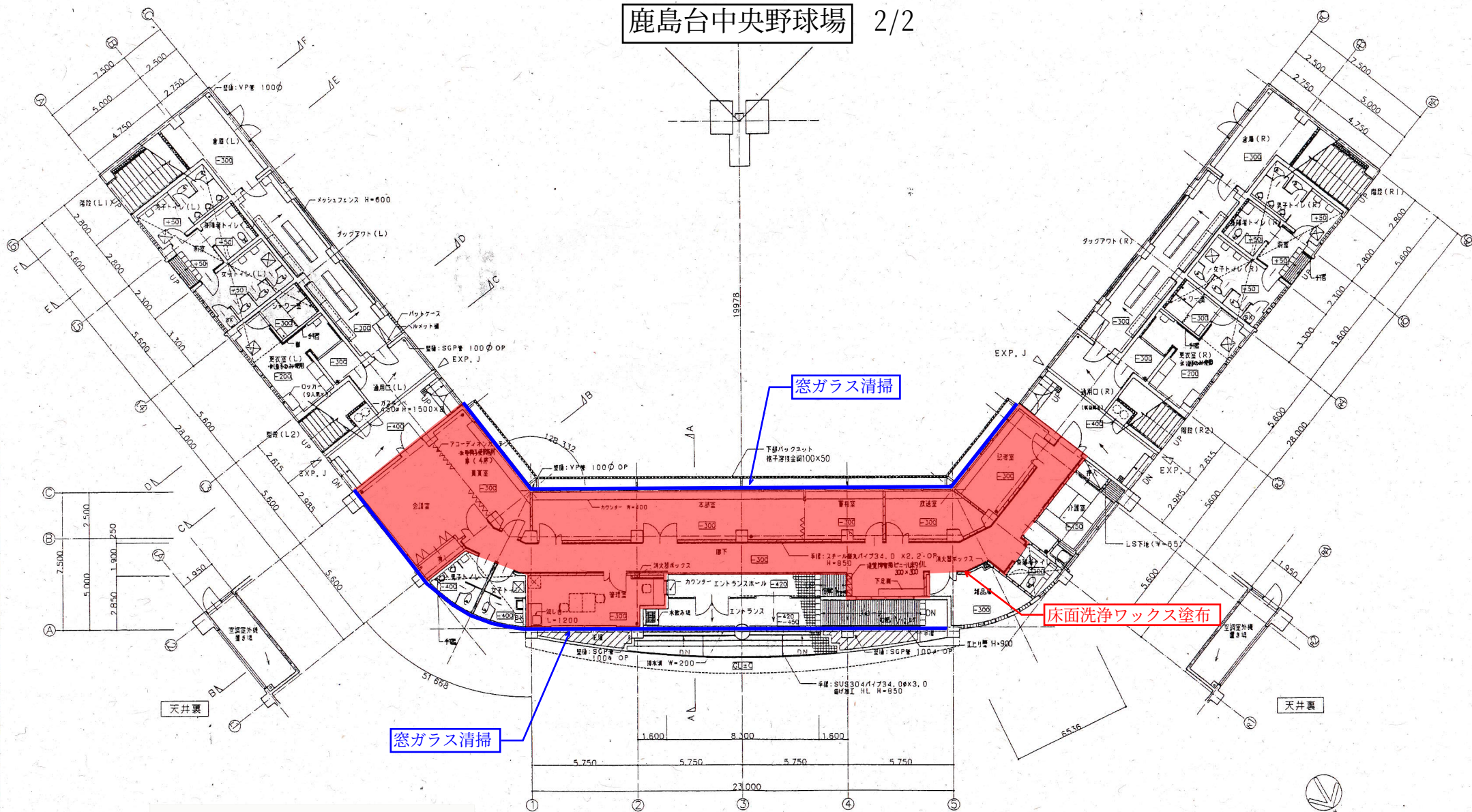
鎌田記念ホール 2/2

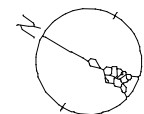


鹿島台中央野球場 1/2

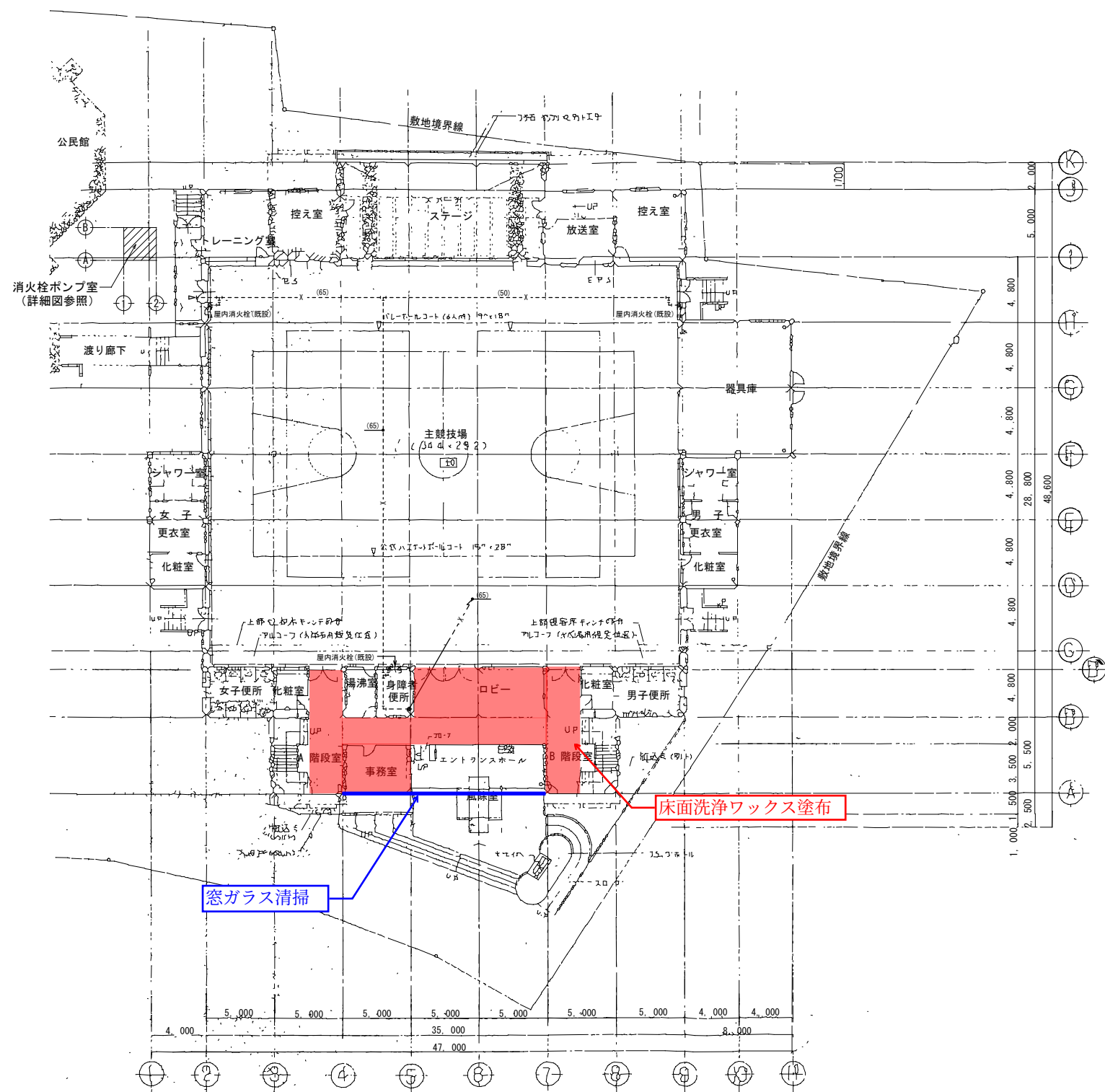


配置図 S=1:600

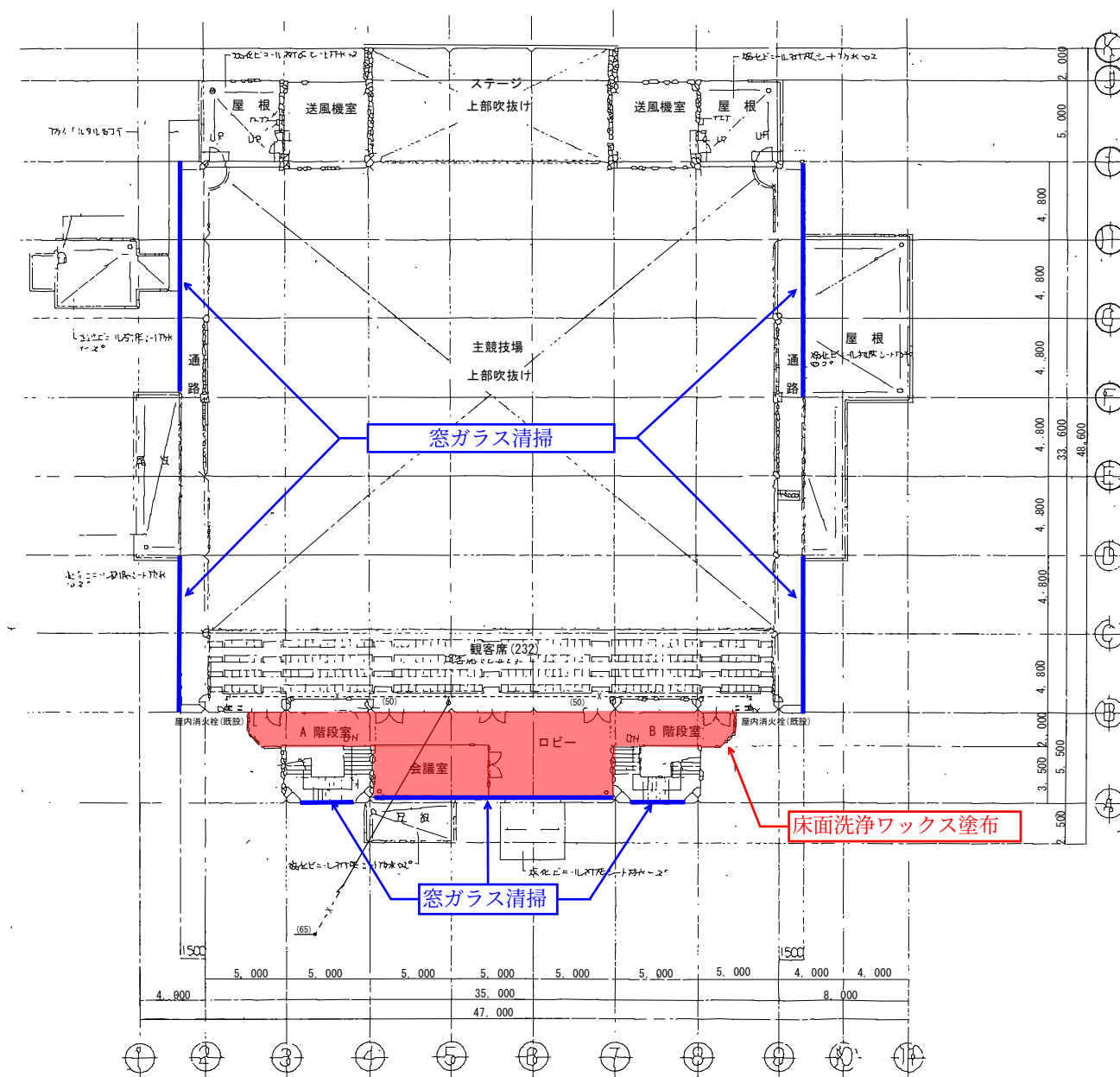




鳴子スポーツセンター



1 階平面図 S=1/200



1 階平面図 S=1/200